

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2015年1月29日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10:15 事前集会 (緑町北公園)
10:45 入廷 (地裁 405 号法廷)
11:00 開廷
終了後 裁判所前で報告集会

.....
※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッケンをつけますが、裁判所入口
では、これを外します。ご協力
ください。

第9次横田基地公害訴訟 第9回法廷の内容は…

1. 被告・国の主張

本日の弁論の中で、被告国は、私たち原告側が提出した「訴状」の請求原因に対する認否とその他の主張を行います。→具体的には、裁判所と原告側に準備書面や証拠を提出するだけです。

前回 (昨年 11 月) の裁判後の進行協議では、防音工事や基地の公共性についての追加の主張、危険への接近 (原告は、危険・航空機騒音がうるさいことを知っていて居住しているのだから、被害を主張する立場にはない、という論理) 等について主張するのではないかと思います。

2. 原告・私たち (弁護団) の主張

一方、私たち原告側は、準備書面 (8) を提出し、主に国の主張する「公共性論」(横田基地には高度な公共性があり、そのゆえ行為の違法性は少なくなる、という論理) に反論します。

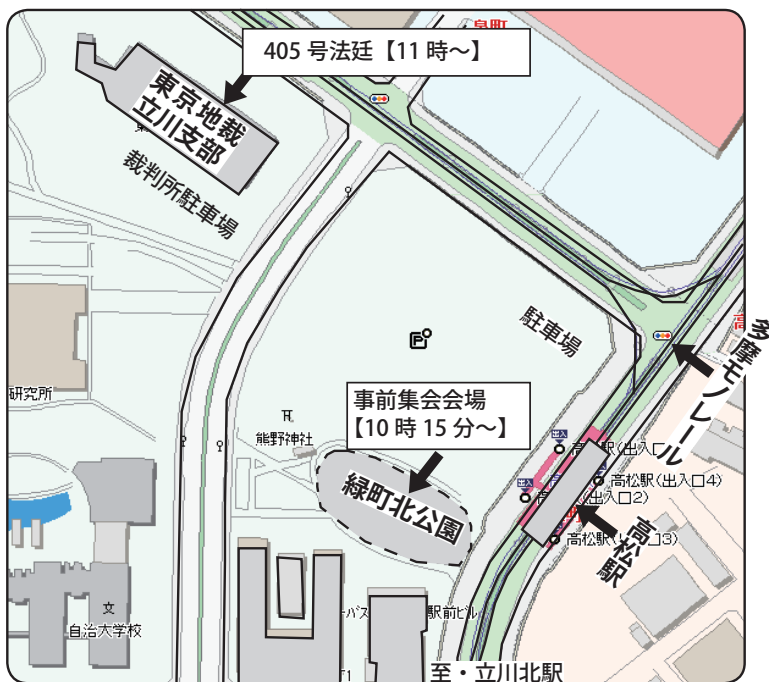
以下、中川瑞代先生に原稿を書いて頂きました。

被告は、米軍機の騒音等が原告ら周辺住民に与える被害の違法性を判断するについては、横田基地における米軍機等の諸活動が高度の公共性を有することを十分に斟酌すべきとしています。

被告国は、日米安全保障条約で米軍の駐留を認め、米軍に広範かつ自由な活動を保障することで日本の安全が保障されているとするものです。

しかし、国の安全保障の方法として他国の軍事力に頼るという政策は、唯一絶対のものではありません。さまざまな選択肢のある中で、過去の政府により選択された一つに過ぎません。

現実の国際社会を見ても、軍隊を持ちながら、多国間の紛争については常に中立を保つ国を超えた共同体の構築により共に栄えるための国家連合にすすむ国々、他国と戦争しないことを国の決まりとして軍隊を持たない国、他国の侵略を招かない国としての存在を国際社会に確立している国 などの



ど、様々な形が存在しているにもかかわらず、被告国は、米軍基地の存在をもってあたかも唯一の国の安全保障政策であるとして、米軍基地の活動に高度の公共性を認め、本件損害賠償訴訟においてもこれを被告国に有利な事情をとすべきであると主張しています。

第1に、被告の主張は、基地の存在・活動が大事だから、被害を受けても我慢すべきであり、賠償額も被害の程度に比べて減額するようにと主張しているもので、一般の不法行為責任を関する解釈に照らし、認められるものではありません。原告は、被告国の主張が、法律論としても、また、被害の重大性との関係でも認められないことを主張します。

第2に、国の安全保障の方法として米国の軍事力に頼るという政策を唯一絶対のものとしている国の安全保障政策が、

(裏に続く)

(表から続く)

国際情勢に照らし、もはや通用しないことを主張します。

日米安全保障条約のもと米軍に頼った安全保障政策は、日本の自衛隊が、米軍の世界戦略に組み込まれ、他国への武力攻撃に参加する事態を招いています。

日本は、これまでPKO法に基づき自衛隊の活動を海外に広げつつありましたが、イラク戦争においては、イラク特措法をもって人道復興支援活動や安全確保支援活動のためにイラクに自衛隊を派遣していますが、自衛隊は、米軍の強い要請を受けて憲法9条に違反する武力を行使しているのです。

このことは、平成20年4月17日名古屋高等裁判所が詳しく事実認定しています。以下はその一部です。

「航空自衛隊は、アメリカからの要請を受け、平成18年7月ころ以降、アメリカ軍との調整の上で、バクダッド空港への空輸活動を行い、……C-130H輸送機3機により、週4回から5回、定期的にクウェートのアリ・アルサレム空港からイラクのバクダッド空港へ武装した多国籍軍の兵員を輸送していることが認められる。」と明確に認定し「このような自衛隊の空輸活動は、……他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動である」として、イラク特措法2条2項、3項に違反し、かつ憲法9条1項に違反すると指摘しています。

このように日米安全保障条約によって、自衛隊は、自衛のための戦力保持という憲法上の制約を超えて、他国間の武力紛争に関与する結果を生じさせています。

私たちは、日米安全保障条約があるかぎり自衛隊の活動に歯止めをかけ、憲法の範囲にとどめることはできないという現実直面しています。

原告らは、本訴訟において日米安全保障条約が憲法9条違反し無効であること、憲法尊重擁護義務のある日本政府には、安全保障条約9条にもどづき条約の破棄を通告して、1年後の条約関係の終了を実現し、憲法9条に従った安全保障政策に転換する義務があることを主張します。

第3に、原告らは、憲法が保障する平和的生存権にもとづき、日本が米国の戦争に参加し、戦争の惨禍に晒されない権利を有することを主張します。

平和的生存権については、先に引用した名古屋高等裁判所が、以下のように判示しています。

「憲法前文に「平和のうちに生存する権利」と表現される平和的生存権は、例えば、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、また、そのように平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権である。」などと定義され、控訴人らも「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」、「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられない権利」、「他国の民衆への軍事的手段による加害行為と関わることなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」、「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立って生きる権利」などと表現を異にして主張するように、極めて多様で幅の広い権利であるといえることができる。

このような平和的生存権は、現代において憲法の保障す

る基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底の権利であるといえることができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するといふべき憲法前文が上記のとおり「平和のうちに生存する権利」を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利といえることができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるといえることができる。例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機に晒され、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖に晒されるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。

なお、「平和」が抽象的概念であることや、平和の到達点及び達成する手段・方法も多岐多様であること等を根拠に、平和的生存権の権利性や、具体的権利性の可能性を否定する見解があるが、憲法上の概念はおおよそ抽象的なものであって、解釈によってそれが充填されていくものであること、例えば「自由」や「平等」ですら、その達成手段や方法は多岐多様といふべきであることからすれば、ひとり平和的生存権のみ、平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性の可能性が否定されなければならない理由はないといふべきである。

第4 原告らは、政府が、日米安全保障条約にも、双方の憲法尊重すなわち日本国憲法の尊重が明確にうたわれているにもかかわらず、政府が、日米行政協定の不平等を是正し、基地被害の発生を防止し、発生している被害に対する賠償についての施策を施さず、住民を今日まで被害の中に放置し、本訴訟提起に至らせた違法を指摘し、この国の違法な不作為を考慮すれば、本件飛行場の公共性にかかる被告の主張が誤りであることを重ねて主張します。

次回、第10回口頭弁論は…

4月23日(木) 午前11時～

【立川地裁4階405法廷】

事前集会は、本日同様、午前10時15分～緑町北公園で行います。

少し先の話ですが…次回、傍聴重点地区の昭島市の皆さん、車で送迎を希望の方は福本まで連絡(携帯090-4951-0800)ください。